

義務教育就学児医療費助成事業（マル子）における医療証記載の負担者番号の誤りについて

東京都では、乳幼児や義務教育就学児、高校生等の医療費の一部を助成する区市町村を支援しています。この度、東久留米市（以下「市」という。）からの依頼により都において設定した、負担者番号に誤りがあることが判明しましたので、お知らせいたします。

1 経 過

時 期	内 容
令和6年3月28日	● 市から都に対し、令和6年10月からの制度変更（マル子の所得制限撤廃）に当たり、新しい負担者番号（8桁）※を設定するよう依頼
3月29日	● 都において、市の新しい負担者番号を設定、市及び審査支払機関に通知
9月20日	● 市が、負担者番号を印字した医療証を作成、受給者に郵送（約1,300名）
10月1日	● 医療機関から「受給者証に印字されている市の負担者番号が間違っているのではないか」という問合せが、市に入る。 ● 市から都に連絡。都から審査支払機関に対し状況確認。 ● 審査支払機関において、都が設定した負担者番号の誤りが確認され、都に連絡。都においても誤りを確認。 ● 市及び審査支払機関と今後の対応を協議

※医療機関が審査支払機関に対し診療報酬請求を行う際に使用する番号。区市町村ごとに付番。

2 原 因

都で、市の新しい負担者番号の設定をするに当たり、末尾1桁の検証番号を算出する際、計算の誤りがありました。なお、負担者番号の設定方法は、国通知により定められています。

【今回誤った番号】88134458 ⇒ 【正しい番号】88134457

※参考（国通知）

検証番号は、次により算出した番号とする。

- ① 法別番号、都道府県番号及び保険者別番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- ② ①で算出した積の和を求める。但し、積が2桁となる場合は1桁目と2桁目の数字の和とする。
- ③ 10と②で算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。
ただし、1の位の数が0のときは検出番号を0とする。

3 今後の対応

都において正しい負担者番号を改めて設定し、市及び審査支払機関に本日中に通知します。

市では、正しい負担者番号を印字した医療証を再発行し、対象者に再度郵送（約 1,300 名）します。

なお、再送付されるまでの間、既発行の医療証で支障なく対応するよう、都及び市から医師会等を通じて、医療機関に周知します。

4 再発防止策

都において新たに負担者番号を設定する際、自動で算出できる方法に変更するとともに、複数人で確認を徹底する等、再発防止に努めます。

5 その他

都内他区市町村において、本件以外で負担者番号の誤りがないことは、都において確認済みです。

○ 問合せ先

福祉局生活福祉部医療助成課
（直通） 03-5320-4282